

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

第七号	認定番号
令和三年三月五日	認定年月日
埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番二・二十五、二千六百六十六番二十四・二十六の一部、五千九十二番五の一部	対象区域
埼玉県川越建築安全センター	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所